

第 31 回 2026 年度

ボランティア活動助成 募集要項 (ともしび助成)

(公財)コープともしびボランティア振興財団は、2026 年 2 月に財団設立 30 周年を迎えます。これからも地域での課題が大きく変化する中で様々な状況に対応し、やさしさと思いやり
に満ちた地域社会づくりに向けて取り組むボランタリーな活動を応援します。

《応募期間》

2025 年 11 月 6 日(木)から 12 月 26 日(金)

[受付締切時間]

郵送の場合 12 月 26 日(金)17 時必着

メールの場合 受付は 12 月 25 日(木)17 時まで
当財団への送信完了 12 月 26(金)
正午まで

※注意 郵送の方は余裕をもって投函してください

当財団では、すべての人々が多様な生き方などを尊重し、ともに支え合い、
安心してらせる地域社会をめざしています。

ボランティア活動助成は

- ・地域のくらしに根ざした活動をする任意の団体を対象とします
- ・活動の初期から助成を必要としなくなるまで応援します
- ・助成する団体同士の交流を推進します



公益財団法人コープともしびボランティア振興財団

《公益財団法人 コープともしびボランティア振興財団について》

当財団は、兵庫県内の様々なボランティア活動を支援する財団法人として、1996 年 2 月にコープこうべによって設立されました。より多くの活動を支援するため、2012 年に公益財団法人に移行し、「愛と協同」の精神を基盤に阪神・淡路大震災を機に一気に広がったボランティア活動の輪をさらに広げ、市民がお互いに支え合い、やさしさと思いやりに満ちた地域社会の形成を目指すことを活動の目的としています。また、当財団のボランティア活動助成の主な財源は、市民一人ひとりから寄せられた「賛助会費」「寄付」「募金」です。これらの支援金をもとに、兵庫県内で活動するボランティア団体(個人)への助成をしています。

《ボランティア活動助成について》

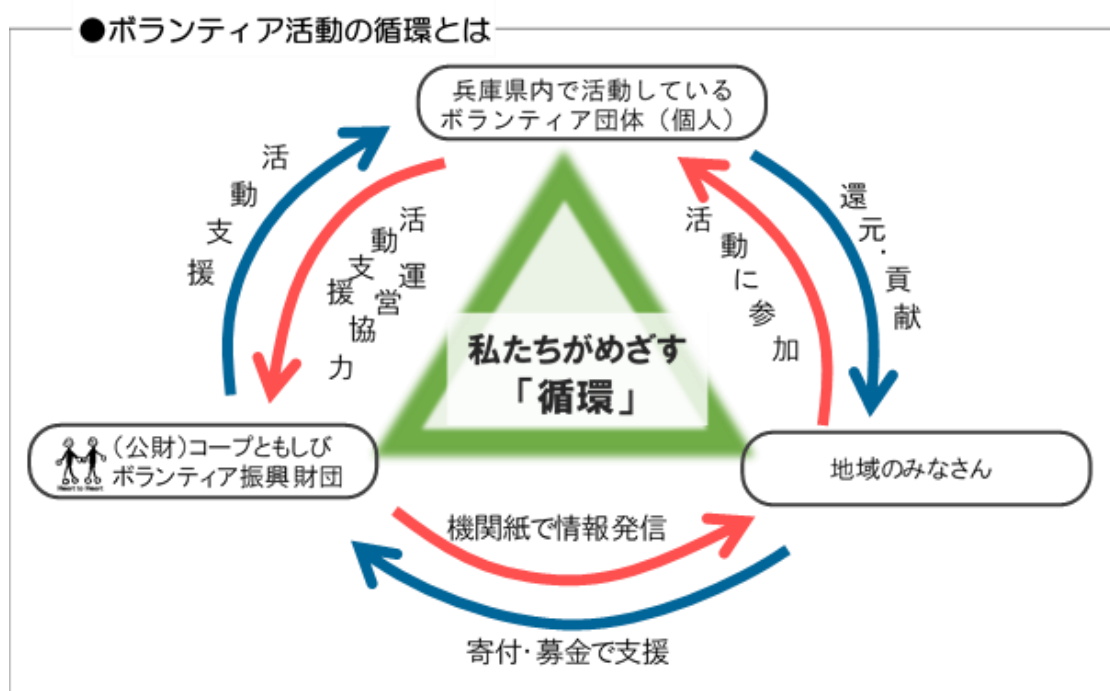
1) ボランティア活動助成の特徴

- ① 地域で地道にボランティア活動を行っている団体(個人)に資金を支援しています
- ② 助成金が必要な間は、続けて申請することも可能としています。資金難が理由となり、継続して社会的課題を解決するボランティア活動団体(個人)がなくならないようにという考えからです
- ③ 安心して活動に取り組んでいただきたいとの思いから、助成が決定した団体(個人)には助成対象年度の6月 10 日頃までに助成金を交付しています

2) 当財団の目指す「ボランティア活動の循環」

当財団は、市民一人ひとりから寄せられた支援金を、資金を必要としているボランティア団体(個人)に届けています。一方、ボランティア団体(個人)は社会的課題の解決に向けた活動を通して地域の人々に還元しているだけでなく、寄付や広報等の運営協力など財団の支援者としても関わってくださっています。

当財団は、人の力、知恵などのエネルギー、もの、設備、技術、場所などのボランティア資源が大きく回る「ボランティア活動の循環」を目指しています。



□応募資格

1. 兵庫県内で公益的な活動を行う、法人格を持たないボランティア団体(個人)であること
2. 2026 年 4 月 1 日時点で、団体もしくは個人として 1 年以上の活動実績があること
3. 政治、宗教、宣伝、売名行為等が目的の活動、および反社会的勢力の支配下またはその関係にある団体ではないこと
4. 行政の委託事業でないこと
5. 調査研究を主とし地域住民への直接的な活動がない団体(個人)でないこと

□応募要件

1. 2025 年 11 月～12 月開催の「2026 年度ボランティア活動助成説明会」に参加していること
※ 災害・感染症などの影響により、説明会が開催できない場合はこの限りではありません
2. 2026 年 5 月に開催予定の「市民活動交流会※」に 1 名必ず参加できること

※ 市民活動交流会

当財団では、ともしび助成全団体(個人)を対象に、年 1 回「市民活動交流会」を開催しています。市民活動交流会は、皆さんにとって、① お互いに連携し、ネットワークを広げる ② 活動のヒントを得る ③ 財団のめざすもの、活動について理解を深める 以上3つの場でありたいと考えています(交流会参加のための交通費は助成金とは別に日を改めて振込みます)

3. 活動記録や領収書(原本)などを保管し、活動・会計報告書を期限内に提出できること
4. 当財団ホームページで団体(個人)の活動概要を公開できること
5. 活動時に使用する土地や建物などの所有者と契約、または使用の了承を得ていること
※ 書面で証明できることが望ましい

□助成対象分野、対象者

分野	対象者
福祉	高齢者
まちづくり	障がい者
学術、文化、芸術またはスポーツ	青少年(中学生以上)
防災・減災活動・地域安全活動	子ども(親子含む)
人権擁護・平和の推進活動	病院・施設入所者
多文化共生	被災者
子どもの健全育成	外国にルーツを持つ人
食と農、食育	地域住民
環境	女性
上記以外	その他

□助成対象期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日の 1 年間の活動に対して助成します。

□助成金額

団体 30 万円・個人 3 万円を助成限度額とします。

□2026 年度 対象経費

区 分	対象経費	対象外経費
材料費 消耗品費	活動に必要な材料費 食材費他、食に関する支援のための費用（活動に不 相応なもの、酒類などは除く） ※ 新聞・書籍代は年間上限 2 万円まで 事務用消耗品費 ※1 品 1 万円以上の物品は備品とみなします	メンバー・スタッフ・の飲食費（弁当代、 茶菓子代、食事代）、販売目的の食材費 特定の団体・個人が利益を受ける資産形 成に繋がるもの
通信費	活動に必要な電話代・通信費 ※ 宅配便代は使用目的の記載が必要です	メンバー間の連絡用の電話代
印刷製本費	パンフレットやチラシなど印刷に係る経費、コピー 代など	記念誌発行など、団体の記念事業に係る 経費
講師料	自団体が主催する公開講座の講師料 ※年間上限 3 万円まで ※予定している活動の詳細については様式②の活動 計画に記載してください	メンバーに支払われる講師謝金
外部研修費	自団体以外が主催する研修への参加に関する費用 （参加費、テキスト代、資料代、活動拠点から会場 までの交通費） ※年間上限 3 万円まで ※予定している活動の詳細については様式②の活動 計画に記載してください	兵庫県に隣接しない県・府・都の会場で の研修参加に関わる費用
外注費 助成申請額 の 1/3 以内	有資格者、または専門知識を持つ人に対する外注費 ※ 広報物のデザイン費・製作費・発送費、調理師、 バス運転手など	メンバー・スタッフに支払われる委託費
会場費	施設利用料（利用料が公開されていること）	申請団体（個人）あるいは関連団体が所 有している部屋の会場費、賃料など
活動交通費 運搬費	公共交通機関交通費、ガソリン代、駐車料金など、 活動に直接必要な費用 ※30 歳以下の学生ボランティアは活動拠点までの 交通費も対象とします	イベント参加者の交通費、講師等の交通 費、スタッフ・ボランティアの通常の活 動拠点までの交通費
備 品	備品（総額年間上限 5 万円） ※単品 1 万円以上の備品については、様式⑦の備品 申請書にも別途記載が必要です	貸会場の備品・設備となるもの
その他	＜保険料＞ イベント保険料 動力工具などを使用する活動に対する個人に 係る保険料 ＜レンタル料＞ 車、農機具、測量機器や環境・美化活動での工 具など一時使用目的のもの	個人に係る保険料 会費（ネットワーク加盟料・上部団体へ の会費など） 寄付金、資金援助、出店料他

※ 団体（個人）の経常的な経費（家賃、地代、水道光熱費など）は対象となりません

※ 他団体からの補助・助成金などと使途が重複しているものも対象外です

※ 対象となる経費であっても、当財団理事会で認められた金額に減額される場合があります

□選考基準

表にある基準に沿って選考します。熟読の上ご記入ください。

基準項目	主な基準内容
公益性・必要性	・ 公益性、必要性があり、地域や対象者の暮らしをよくすることにつながっている ・ 不特定多数の人に開かれた活動となっている
効果と継続・発展性	・ 活動により効果が発揮され、地域や対象者の暮らしをよくすることにつながっている ・ 活動を継続、発展していくための工夫や他団体との連携をめざしている
実現可能性	・ 実現可能な活動内容、スケジュールである
費用の妥当性	・ 当財団の対象経費に照らして費用の使途は妥当である ・ 適切な水準の受益者負担を徴収し、会費収入や他団体からの助成金など自主財源の確保につとめている ・ 積算根拠が具体的かつ妥当で活動内容や計画と整合している
循環のしくみについて	・ 当財団の助成についての考え方やボランティア活動の循環のしくみについて賛同し、協力する意思がある

□応募方法

応募に際して、以下の事項にご留意の上、当財団宛てに必要な書類を揃えて提出してください。

- (1) 申請書は黒インクか黒ボールペン、またはパソコン入力等で記入してください
- (2) 郵送でのご応募の場合はすべての様式を片面印刷で提出してください。またホッチキス・クリップ留めはしないでください
- (3) 応募書類は返却できませんので、助成申請書は必ず控えをお取りください
- (4) 一度提出いただいた申請書類の差し替えはできません
- (5) 申請用紙は 2026 年度のものに限ります。それ以外は選考対象となりません

□申請書の送付先

1、応募書類は、基本、郵送での提出をお願いします

郵送でのご応募 2025 年 12 月 26 日(金) 17 時必着

〒658-0081 神戸市東灘区田中町 5 丁目 3-18 コープこうべ生活文化センター本館 2F

(公財)コープともしびボランティア振興財団 宛

※封筒の表書きに「申請書類」と明記してください

事務所移転に伴い、住所が変わりました。ご注意ください。

2、メールでの提出をご希望の場合は下記の手順をお願いします

メールでの応募

個人情報を取り扱うため、申請書の提出はこちらが指定した方法での提出となります。

※財団の指定した方法以外での受付はいたしかねます

また、メールに直接、申請書等ファイルを添付された場合も、ファイルを開くことは致しかねますので申請を受け付けません。あらかじめご了承ください。

- ① 12月25日(木)17時までに、下記メールアドレス宛に応募の旨をメールにてご連絡ください

E-mail: tomosibi@kobe.coop.or.jp

件名: 2026年度ボランティア活動助成申請

- ② ご応募の旨を連絡いただいたメールアドレス宛に、財団より応募方法を送信いたします
その方法にもとづき、正午までに当財団に送信してください

※申請書は当財団ホームページより
ダウンロードしてください

ともしび財団 検索



二次元コード

□2026年度助成スケジュール

内容	日程
申請受付開始	2025年11月6日(木)
申請締切	12月26日(金) 郵送 17時 必着 メール 正午までに当財団に送信完了
2026年1月上旬～3月下旬 書類確認 → 助成検討委員による書類選考 → 助成検討委員が話し合い、助成団体(個人)を仮決定 → 理事会にて承認後助成決定	
採否通知(申請時の担当者へ郵送)	4月10日頃までに
市民活動交流会参加	5月9日(土)または16日(土)どちらかの日に開催予定。(開催時間は14～16時) ※会場の都合により、12月上旬に決定します。決定次第、財団ホームページにアップします
交流会参加後助成金振込	6月10日頃までに
報告書提出	2027年4月1日(木)～8日(木)

□その他

1. 採否の理由につまましての問い合わせには応じかねますのでご了承ください
2. 予算書の大幅な変更は認められません。変更が必要な場合は事務局にご相談ください
3. 法人格取得、活動の中断など、助成対象としての要件が変化したときには、事務局までご連絡ください。助成金を返金いただく場合があります
4. 「ともしび助成」を申請する団体(個人)は、同年度に「きらり助成」の申請はできません

□問い合わせ先

Tel:078-412-3930 e-mail: tomosibi@kobe.coop.or.jp

開館日時: 月～金(祝日を除く) 10時～17時